

この Securities News Digest は、ニューヨーク事務所が、米国等における最近の証券関係の興味深いニュースを紹介したものである。

ニューヨーク事務所通信

Securities News Digest

[一九九六年二月六日号]

議会・制度関係

民主党のディングル下院議員、GAOにNASDAQスマートキャップマーケットの登録審査手続について調査を行い、改善策を提示するよう求める。また、一月二二日にSECのレピット委員長に送った書簡にも同じ旨を明記したことを表明。同議員は、この夏のカリフォルニアの指紋照合会社であるコンペレーター社株の急騰、その後の急落を受けて、「NASDAQ Qがスマートキャップ市場の登

SEC、SEC登録文書を無料で閲覧が可能であるエドガー・システムを民営化し、売却予定である旨発表。既に一月二一日のミーティングで一七名の応札候補者の出席があり、一月二十四日に締め切り、約半年かけて売却先を決定する予定。

銀行監督機関等関連

OCC、持株会社を経由せずに銀行子会社傘下で多角的金融サービスを提供することを認める決定。二月三一日以降、國法銀行は投資銀行業務、保険販売、データ処理等の業務認可を持株会社傘下でなく、銀行子会社業務として認可申請する筋道が開けたことになる。ラドウェイック長官は「銀行に対する業務制限が金融サービス上の限界をもたらしている」とした上で、「議会の法改正が時間の問題であるとしても、それは非常に長すぎ

る」と指摘。OCCでは特定の業務に対する包括的判断は示していないがケースバイケースのアプローチで個別案件を審査する方針。

銀行子会社を通じた業務多角化に対するOCCの決定に対し、ダマト上院銀行委員長及びノンバンク業界が非難。同委員長はOCCの決定は「包括金融制度改革に対するコンセンサスを逆なでするものである」と指摘。独立保険代理店協会も「銀行界は何故議会で改革を訴えないのか」と主張。さらに、SIAも「銀行はこれ以上何を望んでいるのか」と憤慨。こうした意見に対し、ホーカ財務次官は「OCCの決定は証券会社や保険会社に銀行の保有を認める法案の支持材料となる」とコメント。

OCCが銀行傘下での証券引受業務及びその他の非伝統的業務への参入を認める提案を行ったこと

に対し、FRBのメイヤー理事がファイヤーウォールは維持すべきと主張。同理事は「これらの業

録基準適用の裁量権を有している」とにより混乱が生じた」と非難している。

SEC関連

NYSE、サーキットブレーカーに係る規則改正案をSECに申請する旨二月五日の理事会で決

を行っていく模様。

定。この改正案はダウ工業株平均が一日で二五〇ポイント下落するまでは取引を停止しないとする緩和策。現行規則の一五〇ポイントという数字は、規則導入の契機となつた一九八七年の暴落当時はダウ平均の一二%であったが、現在の株価水準では僅か三・九%に過ぎなくなっていることがその背景。

その他

スタンダード&プアーズも勝手格付けを導入。エマージングマーケットの銀行を対象とするもの。勝手格付けに対しては、投資家に対するミスリードにつながるなどの批判が発行体などから指摘されるなかで、S&Pでは格付けに際しては公開情報に基づいていること、及び銀行に対するインタビューを行っていないことなどを注記し、勝手格付けには「P-1」の印を付ける。

FIA(米国先物協会)、一九八四年に四九八社あつた先物業者数が、現在約半数の一四〇社に減少

ブローカーに対し手数料分配を下げるなどのペナルティービットを課すなどしてきたが、最近の相場加熱を受けてこのフリッピングの程度が激しくなってきていたため、引受業者が安定化のために買収しなければならなくなるケースが多くなっている。引受業者はフリッピングを行つた投資家にIPOを分配したシンジゲートメンバーの引受手数料のカットや将来のIPOの分配数の減少などを強化する一方、証券会社に対しても、注文を受けたブローカーのコミッションのカット率の拡大や当該投資家には今後IPOの分配ストップなどを明確に打ち出すべきだと要求を強めている。

ただ、一方でこういった動きにたいし、これは公開価格を高めに設定したIPOを成功させるための引受業者の人工的な売り抑制であるという批判やフリッピングを追跡するのがむずかしいといった実際的な問題も出てきて、関係者の頭を悩ませている。

していると発表。業者数の減少自体は深刻な問題ではないしながらも、長期的には市場の流動性低下や信頼性の低下の恐れがあると指摘。例えば、リーマン・ブラザーズが先月貴金属とエネルギー部門を閉鎖し、ソロモンのファイブロ社は今年第2四半期に大幅な損失を計上し、四〇〇名のうち、八〇名を解雇。一方、バークレイズ、ソシエテ・ジェネラルなど外國勢は部門拡張を行つており、対照的な動き。

Talk of the town

△抜けがけを防ぐには?

IPO(新規公開株)の公開直後の高値売り抜け(フリッピング)に対し、ペナルティーを強化するよう求める声が強まる。投資家にとって、IPOは短期的に値上がりしやすいため、例えば一五%位上昇したところで、即座に売却するという「フリッピング」が、短期の利益獲得の手段となつてゐる。多くの証券会社はこのようない新規公開株に対する、公開後の一定期間、売却注文を受けた

[一九九六年一二月三日号]

議会・制度関係

リーチ下院銀行委員長、銀行の子会社による業務拡大案に賛意を表明、従来の持株会社形式による業務拡大から転換。新案によると、(一)銀行持株会社はマーチャント・バンキング、保険の引受け、不動産投資を行う証券子会社と保険子会社を保有し、FEDにより監督される、(二)商業銀行と証券会社は、保険非加入のホールセール金融業務を行う、(三)州の保険監督当局が銀行の保険販売業務を監督するが、大きな権限は与えられない、(四)銀行と貯蓄金融機関は免許の統一を行う、(五)現行の貯蓄金融機関の持株会社は存続を認める、というも。全米銀行協会は、リーチ委員長の表明を歓迎している。

SEC関連

バーバッシュ SEC投資管理局長、投信業界の改革を示唆。ワシントンで開かれた投信業界の会議

の席上、ソフトドラー慣行、ミューチュアル・ファンの手数料の妥当性、ファン・マネージャーの不正、運用方法の妥当性、ファンのパフォーマンス表示など、近年のミューチュアル・ファンの大きな成功にも関わらず、数々の問題点があり、投資家の信頼を損ねる恐れがあると懸念を表明し、改革の必要性を強調。

SEC、新規証券発行に関する規制緩和として、レギュレーションM（トレーディング・プラクティス・ルール）を発表。証券販売期間中の発行会社及び証券会社の価格操作に関する規制の廃止、規制期間の短縮、規制免除の拡大を規定。SECによると、当該証券販売期間中の売買が増加することが予想され、NASDと証券取引所の監視責任が増大すること。

銀行監督機関等関連

グリーンスパンF.R.B議長が社会福祉制度の再建は貯蓄率の引き上げによってしか実現出来ないと

の見解を示す。「潜在的受給者は引退後の消費に充当する資金を労働者年齢のうちに貯えねばならない。」とした上で、貯蓄増加は設備投資を増加させ、経済成長と生産性を引き上げ、社会福祉基金への資金流入を支えると強調。また、増税と給付額の削減という選択肢は議会の支持を得るのが難しく現実的でないと指摘。さらに、社会保証基金の株式投資比率を高めるべきとの考え方に対しても民間年金基金に悪影響を及ぼすとして反対した。

F.R.B、銀行と証券関連会社間の役職兼任規定であるレギュレーションRを廃止。同規則は一九六九年にグラス・スティーガル法の施行細則として制定されたが、F.R.Bでは同規則が不必要的費用を銀行に課しているとして、七月に廃止を提案していた。

取引所・自主規制関連

NASD、銀行でミューチュアル・ファンを販

売する営業マンに、シリーズ六または七の受験を認可。シリーズ六は、ミューチュアル・ファンと変額保険の登録ブローカーに、また、シリーズ七は総合的な証券登録ブローカーに必要な試験。八九年以降、銀行はNASDに銀行員の受験を要請していたが実現せず、有資格者による投資商品販売を行うには関連ないし第三者証券会社に業務委託せざるを得なかつた。今回の決定に対し、銀行関係者は、投資家保護に非常に役立つと歓迎の意向を表明。当面は業務委託に依存していない約三〇〇行の約三〇〇〇人の行員が受験することになる模様。

証券業界関連

メリルリンチ、顧客の機密事項の流出を防ぐ目的とコンプライエンスの観点から、社内の電子メールの利用ルールを同社のブローカーに通達。これによると、顧客との電子メールのやりとりはメリルリンチのネットワークを経由することとし、次の項目を主な禁止事項として指摘、「不正、反倫理的な内容のメールの送信」「然るべき文書を伴わないアドバイスやコメントの送信」「メリルの監視リストにある証券のコメント」「リサーチ・レポートの引用」「メリルが発表・発行している情報の送信」「ブローカーが免許を受けていない

い州の顧客との通信。電子メールを使ったブローカーと顧客間の関係については規制面で不透明なところがあつたが、NYSEは九月にブローカーと顧客の通信内容の監督を各証券会社の方針で行う旨のルールを発表し、NASDも年内に同様のルールを発表する見通し。

スマスバニー、均一手数料率プログラム（アセント・ワン）を開発、毎回の取引毎に手数料を支払うよりも、均一手数料を好む投資家に提供と発表。同プログラムは、メリルリンチが九月に発表したものと同様のもので、例えば、最低一〇万ドルの預り資産がある投資家は、株式、債券、ミューチュアル・ファンドの投資アドバイスが無料となるとともに、年間一二回の取引までであれば、一五〇〇ドル（一・五%）、年間四〇回までの取引であれば、二〇〇〇ドル（一%）の均一手数料とする。預り資産が三〇〇万ドル以上となれば、手数料は〇・七五%に下がる。このプログラムが投資家のコストに与える影響は中立的としな

じて同プログラムが利用可能になるのは初めて。これにより、六〇〇を越えるミューチュアル・ファンド（外部の投信会社のファンド・ファミリーを含む）が、販売手数料と取引手数料なしで購入可能となる。銀行を通じてミューチュアル・ファンドの販売に着手し、銀行預金に眠っている四〇〇〇億ドル及び銀行ブランドのミューチュアル・ファンド資産の取り込みに着手し、投資残高の積み上げを狙う。銀行勢は、例えばネーションズ・バンクのように、自前でミューチュアル・ファンドの販売プログラムや総合証券のラップ・アカウント・プログラム（預り資産の一%～二%の手数料を徴収）を構築しようとしているものもあるが、時間と費用がかかるため、一部金融アナリストは、この動きが一種のターニングポイントとなるとコメント。銀行はショウワップから〇・二〇%の手数料を受け取るとの見方。

Talk of the town

米国債を中心に債券市場関係者が日本の機関投資

がらも、米国フルサービス証券会社の狙いは、手数料獲得に伴う顧客と証券会社の利益相反の回避、業界イメージの改善にあり、ミューチュアル・ファンドのスーパー・マーケットへの対抗でもあるとの見方。

ミューチュアルファンド・年金関連

ファイディリティーアインベストメント、運用資産二三五億ドルのうち九五年中に着任した新任ファンドマネージャーにより運用されているものは五七%の一五〇億ドルに達する。本数ベースで見ると、三三本のファンドのうち、一七本までが新任者に運用されており、花形マネージャーの流出が相次ぐなかでの人操り状況を顕著に表わしているとの見方。

チャールズ・シュワップ、ファースト・ユニオン銀行とキー・コーポ銀行に同社のワンストップ・ショッピング・プログラムである「ワン・ソース」を来年に開放すると発表。外部金融機関を通じた中で「買い姿勢を弱め、金利上昇圧力となりうる」（ゴードマン・サックスのホーマツ副会长）との声が大きくなってきてているのがその背景。また、日本の投資家の動向に神経質になっているのは米国に限らず、カナダでも一〇年物カナダ国債が急落した際には、日本の投資家が一〇〇億ドル分の売却を行つたとの噂が発端であったとの指摘。

ペイン・ウェーバーのマロン会長、SIA年次會議にて、インターネットなどのテクノロジーの進歩に証券会社も追隨しなければならないとしながらも、テクノロジーがアドバイスに取つて代わることはあり得ないと強調。ブルデン・シャル証券のスポーツ・スクエアマンも同社がオンライン取引を行う予定はないと発表。一方、SIAが一五〇〇人の富裕個人投資家に行つた調査によると、オンライン・トレードを行つたことがあるのは一割に過

がないが、別のアナリストは今後一年間にオンライン・トレードを行うつもりと回答した投資家は二六%いると発表し、一層の普及の可能性を示唆。フルサービス証券会社は手数料収入の変動を回避するため、現在ラップ・アカウントなどフィンライズへの移行を進めており、それ 자체、オンライン・トレードの普及による手数料収入の減少を恐れていることの現れと指摘する声も。